

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する

~~これまでの議論の整理~~(中間とりまとめ(素案)~~(案)~~)

(※)現時点のものであり、今後の議論によって変更の可能性がある。

1. はじめに

○ 高齢者や低額所得者、障害者などの住宅の確保に配慮が必要な方々(以下「住宅確保要配慮者」という。)が安心して生活を送るための住まいの支援(いわゆる「住宅セーフティネット」)については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 24 号)や、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年改正法律第 44 号)等により、各省において、取組が進められてきた。

○ また、各省と住宅確保要配慮者への住まい支援に取り組む関係団体を構成員とする連絡協議会及びワーキンググループにおいて、住まい支援に係る現状や現場の課題を把握し、整理が行われてきたところである。

※ 国土交通省、厚生労働省、法務省及び関係団体を構成員とする「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を平成 28 年度に設置(法務省は令和 2 年度から参加)。令和 4 年度に本連絡協議会の下に「住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ」を設置し全 6 回開催。

○ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズは、今後、単身高齢世帯の増加等を背景として高まっていくことが見込まれる。これに加え、居住が不安定な状況に陥りやすい方々が潜在的に多いことが新型コロナウイルス感染症の感染拡大で顕在化したこと、これまでに把握した現場の課題などを踏まえ、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方を検討するため、住宅分野、福祉介護分野及び刑事司法分野をそれぞれ所管する国土交通省、厚生労働省及び法務省の3省合同により「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」が設置され、令和5年今年7月より●回にわたって議論を行ってきた。

○ この中間とりまとめ(案)は、これまでの本検討会における議論を踏まえて、住宅確保要配慮者の状況、居住支援の実態及び賃貸住宅の状況などの居住支援をめぐる現状と課題、今後の居住支援のあり方についての基本的な課題、方向性、並びに居住支援の充実、賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備、ニーズに対応した住宅等の確保方策及び地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくりなどの今後の取組等についてを中間的に整理したものである。

○ ~~国土交通省、厚生労働省及び法務省においては、現行の住宅セーフティネット制度~~

や生活困窮者自立支援制度等の関連福祉制度の課題を踏まえ、具体的な見直しに向けて検討を進めていくべきである。その際、住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、地方公共団体、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、更生保護施設等多様な主体が協働して取り組む仕組みを構築するとともに、制度の充実・見直し、補助、税等幅広い方策について相互に連携して検討を進めることを求める。

2. 現状・課題

＜住宅確保要配慮者の状況＞

○ 我が国の総人口は、2010年にピークとなり、今後も減少していく見通しとなっている。一方、75歳以上（後期高齢者）の人口は、2015年から2030年までの間に、約680万人増加する見通しとなっている。（高齢者人口全体では約370万人増加する見通し）

【高齢者人口の推移】

75才以上（後期高齢者） 約1,613万人（2015年）→ 約2,288万人（2030年推計）
高齢者全体 約3,347万人（2015年）→ 約3,716万人（2030年推計）

○ 住宅の所有形態で見ると、全世帯のうち、6割が持家で4割が借家となっており、60歳以上については、2割が借家となっている。また近年、20歳代～50歳代において持家率は減少傾向にある。

【年代別持家率の推移】

50歳代：74.3%（2008年）→ 67.6%（2018年）
40歳代：62.2%（2008年）→ 57.6%（2018年）
30歳代：38.8%（2008年）→ 35.7%（2018年）

○ 現在、単身世帯は総世帯数の1/3（約1,800万世帯）を占め、世帯類型で最も多い類型となっており、今後も増加する見通しとなっている。特に、高齢単身世帯は、2030年には800万世帯に迫る見通しとなっている。

【高齢単身世帯数】

約630万世帯（2015年）→ 約800万世帯（2030年推計）

○ 住宅確保要配慮者の入居については、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。その背景としては、高齢者については「居室内での死亡事故等に対する不安」が最も多い理由となっている。

【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人（大家等）の意識】

高齢者、障がい者に対する入居拒否感 約7割

【高齢者に対して入居を拒否する理由】

居室内での死亡事故等に対する不安 約9割

○ 高齢者や低額所得者、障害者のみならず、ひとり親世帯、刑務所出所者等、外国人

などの住宅確保要配慮者についても、地域で安心して暮らせる環境整備が求められているが、民間賃貸住宅に入居しようとする場合には、入居制限等の課題がある。

○ 住宅確保要配慮者に対する居住支援は、住宅確保要配慮者の各属性の状況に応じ、住宅の確保等に関する相談等の入居前支援に加え、入居後の見守りや生活面の支援など、入居前から入居中、退居時(死亡時)まで、様々な支援が求められている。

○ 特に刑務所出所者等の民間賃貸住宅への入居はハードルが高いことがあるため、更生保護施設等の職員による定期的な訪問支援や、居住支援法人との連携などの居住支援が求められている。

【主な更生保護施設退所先】（令和4年度）

・借家 1,773 人（35.0%）

・就業先 760 人（15.0%）

・親族・縁故者 611 人（12.1%）

【更生保護施設による訪問支援の実績】（令和4年度）

訪問支援を実施した刑務所出所者等 345 人

住宅確保要配慮者の定義（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条 等）

・低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者（発災後3年以内）

・外国人等

〔条約や他法令に居住の確保に関する規定のある者を想定。外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など〕

・東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）

・都道府県や市区町村が賃貸住宅供給促進計画において定める者

〔地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。〕

＜居住支援の実態＞

○ 社会構造の変化により単身世帯が増加し、家族とのつながりが希薄化する中で、住まいや地域での暮らしに課題を抱える生活困窮者や高齢者の増加が懸念され、地域における、住宅の確保から日常生活の支援、居場所の確保等の社会参加支援までの一連の支援の重要性が増している。現在、生活困窮者自立支援制度に基づき、すべての福祉事務所設置自治体で生活上の困りごとに関する包括的な相談支援を行うとともに、住まいを失うおそれのある者に住居確保給付金を支給している。加えて、生活困窮者の住まい確保の支援や見守り、生活支援等を行う地域居住支援事業は、54の福祉事務所設置自治体で実施されている(令和4年7月1日時点)。また、介護保険制度に基づく地域支援事業(任意事業)である高齢者の安心な住まいの確保に資する事業は、251の保険者で実施されているが(令和3年度末現在)、そのうち、民間賃貸住宅への居住支援に係る取組は少数にとどまっている。

○ 平成29年の改正住宅セーフティネット制度の施行以降、住宅確保要配慮者への入居前・入居後の居住支援を行う地域の担い手として、居住支援法人が増加し、全国で700

法人を超えている。居住支援法人では、各法人の業務等に応じて、高齢者のみならず、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者等の様々な属性の方々に対して支援が行われている。また、多くの居住支援法人においては、見守り等の支援も行われている。一方で、居住支援事業が赤字の居住支援法人は5割を超える。

【居住支援法人の指定状況等】

716 法人（2023 年 6 月末時点）

うち、定期または随時訪問の入居後支援を行う（※）居住支援法人は、約 9 割

（※）自ら実施または他と連携

- 地方公共団体、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会等の関係者が協議・連携する場として居住支援協議会が設置されており、現在ではすべての都道府県で設置されている。一方、市区町村居住支援協議会の設置は一部の地方公共団体に留まっている。また、居住支援の現場における地方公共団体の住宅部局と福祉部局との連携が課題となっている。

【居住支援協議会の設置状況】

132 協議会（2023 年 6 月末時点）

うち、都道府県 47（100％） 市区町村 90（5％）

- 現在登録されているセーフティネット登録住宅は 86 万戸を超えているが、すぐに入居できる住宅や住宅確保要配慮者専用の住宅（専用住宅）が少ないこと、低家賃の住宅が少ないこと等が課題となっている。

【セーフティネット住宅の登録状況】

・空室率 2.3％（2022 年 12 月末時点）

・専用住宅 5,357 戸（登録住宅の 0.6％）（2023 年 6 月末時点）

・家賃が 5 万円未満の住宅の割合 約 2 割（2022 年 12 月末時点）

＜賃貸住宅ストックの状況＞

- 全国の賃貸住宅ストックのうち、現に人が居住する住戸は約 1,906 万戸である。一方で、空き家数は約 849 万戸あり、そのうち賃貸用空き家は約 433 万戸（うち共同住宅は 378 万戸）となっている。また、住戸面積でみると、公営住宅はファミリー向けが中心であるのに対して、民間賃貸住宅は単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【住戸面積が 30 ㎡未満の住宅ストックの割合】

民間賃貸住宅 約 32％ 公営住宅 1％

- 全国には公営住宅を含め、都市再生機構や地方住宅供給公社が管理する賃貸住宅があり、これらの公的賃貸住宅のうち、公営住宅ストックは約 213 万戸である。その応募倍率は大都市圏を中心に高い状況にある一方で、管理戸数は減少しており、地方公共団体の財政事情や人口減少が進むなかで、今後も公営住宅の大幅な増加は見込めない。

【公営住宅の状況】

応募倍率 全国 3.6 倍（東京都 16.9 倍）（令和 3 年度末時点）

○ 単身世帯の増加や、民法改正により個人が保証人である根保証契約について極度の設定が必要になったこと（令和 2 年）等を背景に、近年、賃貸借契約にあたっての家賃債務保証会社の利用が増加している。平成 29 年に家賃債務保証会社の登録制度が創設され、97 者（令和 5 年 10 月末時点）が登録されており、一部の居住支援法人は居住支援活動の一環として家賃債務保証を実施している。一方で、家賃債務保証会社の中には、その契約時において、個人の緊急連絡先を必須とする場合や、厳格な信用調査を行う場合があり、このような家賃債務保証会社の審査に通らないことにより、住宅確保要配慮者が入居できない事例もある。

【家賃債務保証会社の利用状況】

賃貸借契約のうち家賃債務保証会社の利用割合 約 8 割 （令和 3 年度）

3. 基本的な方向性

○ 単身世帯や高齢世帯が増加している中では、住まいを確保するためには、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居するための市場環境を整備するとともに、住宅確保要配慮者には、住宅に困っているだけでなく、そこに至るまでに複合的な課題を抱えている場合も多いことを踏まえ、福祉施策と住宅施策が緊密に連携し、相談から住まいの確保、入居後の支援までの一貫した総合的・包括的な支援体制を、行政も積極的に関与しつつ、構築すること。特に、単身者が多いなど家族機能や地域とのつながりが不十分なことによる孤独・孤立問題にも対応したものとすること。

○ 住宅確保要配慮者への支援については、経済的な問題のみならず、要配慮者の属性、世代等の特性に応じた課題要配慮者となる理由に対応したものとするとともに、入居前時のみならず、入居中や退居去時（死亡時）における対応を充実したものとすること。その際、居住支援法人の機能を最大限・効果的に活用したものとすること。

○ 住宅確保に当たっては、賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、その実態把握や費用対効果分析を行うとともに、民間や公共のストックの有効活用に向けて、賃貸人の様々な不安に起因する阻害要因の解消を検討し、これらの住宅ストックを積極的に活用したものとすること。

4. 今後の取組

（1）居住支援の充実

○ 住宅確保要配慮者に対する総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実に向けた検討を進める必要がある。住まいに関する相談者は住宅以外の困り事があることも多く、こうした方に対しては地域の不動産事業者や物件に関する情報だけでなく、福祉の支援者や支援内容に関する情報も必要である。また、

複合化した困り事に対応するためには、地域の課題について、潜在化しているものも含めて適切に把握・認識し、対応する施策を企画・運用することが必要である。このため、地域の様々な主体をつないだネットワークを含め、市町村の住宅部局・福祉部局等も連携した総合的・包括的な相談体制を構築することが重要である。

○ 都道府県・市町村(住宅部局・福祉部局等)と、地域の不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会及び更生保護施設等の住宅・福祉・司法等の関係者が連携し、入居前から入居中、さらに退居去時(死亡時を含む。以下同じ。)に至るまで、各種制度や地域の取組・資源を活用した切れ目のない相談・支援・対応を行う体制の整備を検討する必要がある。そのため、居住支援協議会の仕組みを積極的に活用することが重要である。

○ また、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業、介護保険制度における地域支援事業など、既存の制度における福祉相談窓口や必要な対象者への伴走的支援について、住まいに関する相談・支援の機能を、住宅の相談窓口とともに強化・明確化することが必要である。

○ 特に、賃貸人は、による入居者の見守り、入居後に生ずる課題への相談対応、入居者の死亡時における残置物処理などについて支援を必要としている入居制限の理由が、他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安、死亡事故等に対する不安などの入居中や退去時に発生する課題への不安にあることを踏まえから、賃貸人と居住支援法人等が連携し、安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の提供について、地域のニーズ・状況に対応するための制度を創設するなどの新たな仕組みを講じるとともに、そうした住宅の普及のための方策を検討する必要がある。

その際、特に複合的な課題を抱える住宅確保要配慮者については、従来家族が行ってきたような緩やかな見守りを行い、必要な時に適切な福祉サービスにつなぐなど、入居者を継続的にサポートする伴走型の取組を拡げていく必要がある。

○ このため、賃貸人と居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の提供について、地域のニーズ・状況に対応するための制度を創設するなどの新たな仕組みを講じるとともに、そうした住宅の普及のための支援を行うことを検討する必要がある。

○ 居住支援法人等について、行政や他の民間の主体と連携しながら、安定的かつ継続的に地域で必要な取組が可能となるよう、経済的な支援のあり方や事業継続のモデルの構築を検討していくことが必要である。その際、モデル事業としての支援ではなく、安定的かつ継続的な取り組みとなるよう、国土交通省と厚生労働省等の役割分担・連携による支援の仕組みの構築のほか、新たな事業継続のモデルとして、居住支援法人による低廉な空き家・空き室を活用したサブリース事業等の円滑な実施に向けた支援等も考えられる。

1
2 (2) 賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備

3 ○ 住宅確保要配慮者の家賃の支払いに対する賃貸人の不安軽減や身寄りのない方の
4 円滑な契約締結に向けて、利用しやすい家賃債務保証や生活保護受給者への住宅扶
5 助の代理納付の原則化等の検討を進める必要がある。その際、住宅扶助の適正な運
6 用の観点にも留意する必要がある。

7
8 ○ 家賃債務保証については、個人の緊急連絡先が確保できない場合に契約できないな
9 どの課題があることから、身寄りがいない方であっても、住宅確保要配慮者が円滑に家賃
10 債務保証を活用できるよう、制度的な対応を検討する必要がある。特に、複合的な課題
11 を抱えているサポートの必要性が高い住宅確保要配慮者が、家賃債務保証を利用でき
12 ないことによって入居できないことがないよう、家賃債務保証を円滑に利用できる枠組み
13 を検討する必要がある。その際、家賃債務保証会社の適切な経営・運営のために必要
14 な方策も検討すべきである。

15
16 ○ 賃貸人が安心して住宅確保要配慮者に住宅を提供できるよう、市町村などの地域ご
17 とに、入居中の ICT 等も活用した安否確認や訪問等の 見守りなどのサポートの充実を検
18 討する必要がある。その際、入居中に賃借人に何かあったときの相談先や解決策がわ
19 かると貸しやすくなることから、居住支援活動を見える化し、居住支援に関する認知度を
20 上げていくことも重要である。

21
22 ○ 賃貸人の不安として、賃借人の死亡退居去に伴って、高齢者等が居室内で死亡した
23 場合に、残置物処理や特殊清掃、事務処理等に係る費用等が生じる課題があることか
24 ら、地方公共団体との連携も含めて、賃貸人の負担を軽減できる仕組みや対策を検討
25 する必要がある。単身高齢者が死亡した後の残置物処理や賃貸借契約の解除を円滑
26 に行うための死後事務委任を利用した残置物の処理等に関するモデル契約条項につい
27 ては、その内容の周知・普及や、現場において使いやすい契約書式を作成することが求
28 められており、その際、居住支援法人の活用による残置物のモデル契約条項の普及を
29 図るほか、安否確認や早期発見の機能と家賃債務保証とを併せて提供することも考え
30 られる。

31
32 ○ 死亡時に借家権が相続されない終身建物賃貸借事業について、対象住宅の拡大を
33 図るとともに、事務手続きを簡素化するなど、住宅確保要配慮者が安心でき、賃貸人に
34 とってもより使いやすい制度となるよう見直しを検討する必要がある。その際、終身建物
35 賃貸借制度の趣旨に鑑み、入居時だけではなく、将来の身体の機能の変化にも配慮す
36 る必要がある。

37
38
39 (3) 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

40 ○ 住宅確保要配慮者のニーズ・負担に応じた住宅の確保のため、住宅確保要配慮者の

1 安心安全にも配慮しつつ、セーフティネット住宅の居住水準を見直すとともに、居住ニ
2 ズに応じた改修費への支援の柔軟な運用、地方公共団体とも連携した家賃の低廉化の
3 さらなる活用の推進や、低廉な家賃の物件への転居に対する支援を検討する必要がある。
4

5
6 ○ 住宅セーフティネットの根幹である公営住宅等の公的賃貸住宅と役割分担を図るとと
7 もに、除却前の募集停止の公営住宅を含め、十分に活用されていない公的賃貸住宅等
8 のストックの積極的な活用を検討する必要がある。その際、空き住戸を活用したサブリ
9 ースによって柔軟な取組を可能とすることも考えられる。

10
11 ○ 公営住宅においては、本来のセーフティネットとしての役割に加えて、空き住戸を居住
12 支援法人等に低廉な家賃で貸与し、住宅確保要配慮者のニーズに応じた形で転貸する
13 取組をさらに推進する必要がある。

14
15 ○ 住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う居住支援法人は、その地域の住宅確保
16 要配慮者の様々なニーズを把握していることから、そのニーズに対応する住宅が適切
17 かつ円滑に供給されるよう、行政との連携を推進する必要がある。

18
19 ○ 住宅の確保とあわせて、地域において居住支援を効果的に実施することができる
20 ようにするには、一人ひとりが生きがいや役割を持って、人格と個性を尊重し合いながら、
21 相互に支え合う社会の実現を目指すことが必要である。このため、住宅だけではない、
22 地域における居場所(いわゆるサードプレイスなど)づくりまで含めた取組の推進を検討
23 する必要がある。

24
25 ○ なお、これらを検討するにあたっては、すでに住宅を確保している住宅確保要配慮者
26 についても、や将来的に心身の機能の変化、や収入の減少等により住宅の確保に配慮
27 が必要要配慮者になりうることを踏まえ、者も視野に入れて、その居住の安定が図られ
28 るような取組もを検討する必要がある。

29
30 ○ また、必ずしも入居中の支援の必要性が高くないものの、入居時の住宅確保に配慮
31 が必要な住宅確保要配慮者についても、引き続き、課題の解消を進めていく必要があ
32 る。

33
34 ○ 施策を講じるにあたっては、いわゆる「貧困ビジネス」につながることのないよう留意
35 する必要がある。

36 37 38 (4) 地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

39 ○ 地域において総合的・包括的な居住支援体制を構築し、相談対応、伴走型の支援や
40 地域資源のを開拓を行うため、地域に密着した行政サービスを提供する基礎自治体に
41 おいて、居住支援協議会における協議等を通じて、行政、不動産事業者、居住支援法

人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、NPO、更生保護施設等の住宅・福祉・司法等の関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した体制整備を推進する方策を検討する必要がある。特に、市区町村において、地域の関係者のプラットフォームの機能を果たす居住支援協議会の設置を更に推進する必要がある。その際、既存の福祉等に関する会議体の活用や複数自治体による合同での設置など、地域の状況に適した形で柔軟に設立・活動できる方法で進めることも重要である。なお、国や都道府県においては、市区町村の居住支援協議会の設立や運営が円滑に進むように、伴走的な支援を行う必要がある。

○ 対象者の属性を問わない居住支援を実施するためには、一人一人の様々な状況・課題に合わせた専門的な支援や地域のインフォーマルサービスとの連携が重要であるため、必要な支援を適切にコーディネートするための体制を検討する必要がある。

○ 刑務所出所直後の民間賃貸住宅への入居や更生保護施設等からの民間賃貸住宅への転居はハードルが高いことがあるため、様々な問題を抱えた刑務所出所者等の居住支援における課題を分析するとともに、更生保護施設や地域の福祉関係者等が見守り等の緩やかな支援を担うことにより、賃貸人の理解と協力を広げていくことが重要である。そのため、保護観察所、地域生活定着支援センター等による住居の調整等や、民間賃貸住宅入居後の更生保護施設職員による訪問等の支援をはじめ、刑務所出所者等が地域で安定した生活を送ることができる入居前・入居後の支援の仕組みについて、関係機関・関係者が連携して充実させる必要がある。

5. 今後に向けて

○ 国土交通省、厚生労働省及び法務省においては、本中間とりまとめ(案)や関連する制度の諸課題を踏まえ、具体的な見直しに向けて必要な検討を進めるべきである。その際、地域における住宅セーフティネットの機能を強化するため、地方公共団体、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、NPO、更生保護施設等多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築にも資するよう、制度、補助、税等幅広い方策について充実や見直しの検討を進め、可能な限り早期に実施するよう、各省が連携して取り組むべきである。

○ その際、特に国土交通省及び厚生労働省は、これまで以上に緊密に連携して施策を講ずるとともに、市区町村及び都道府県の住宅部局と福祉部局や地域の各種支援の担い手との連携の実効性を高めるため、制度的な枠組みに基づき相互に連携することを検討すべきである。

○ 住宅確保要配慮者を取り巻く社会・経済状況や市場環境は絶えず変化し、ICT等の技術は日進月歩で革新するものである。本中間とりまとめ(案)を踏まえた制度等の充実や見直しが実施された後も、このような変革に適切に対応しつつ、地域において住宅

1 確保要配慮者の居住の安定が十分に図られているか、適時に検証され、さらなる取組
2 を進めることが必要である。

3
4 ○ そして、国・都道府県・市区町村の行政、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法
5 人、社会福祉協議会及び更生保護施設など、住宅・福祉・司法等のあらゆる居住支援
6 の関係者に対しては、地域における人的・物的資源を互いに持ち寄り、住宅確保要配慮
7 者のための地域の居住支援体制をより良いものとするよう、不断の取組が行われること
8 を期待する。

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会
委員等名簿

(順不同・敬称略)

座長	大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院教授
	常森 裕介	東京経済大学現代法学部准教授
	中川 雅之	日本大学経済学部教授
	三浦 研	京都大学大学院工学研究科教授
	矢田 尚子	日本大学法学部准教授
	奥田 知志	一般社団法人全国居住支援法人協議会共同代表副会長 NPO 法人抱樸理事長
	早野 木の美	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	荻野 政男	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会常務理事
	岡田 日出則	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会理事
	三好 修	一般社団法人全国居住支援法人協議会共同代表副会長 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会前会長
	出口 賢道	公益社団法人全日本不動産協会常務理事
	金井 正人	社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事
	稲葉 保	更生保護法人全国更生保護法人連盟事務局長
	林 星一	座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
	加藤 高弘	名古屋市住宅都市局住宅部長
オブザーバー	独立行政法人	都市再生機構
	独立行政法人	住宅金融支援機構

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会
開催経過

	開催日	議事内容等
第1回	令和5年7月3日	・住宅確保要配慮者に対する居住支援関連政策の現状と課題 ・3省連携強化に向けたこれまでの取組及び検討の方向性(案)
第2回	令和5年8月1日	住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する関係団体からの報告①
第3回	令和5年8月28日	住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する関係団体からの報告②
第4回	令和5年9月21日	住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する議論の整理(中間とりまとめ素案)
第5回	令和5年12月5日	住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ(案)